○人事院
一―五七―一　人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を改正する人事院規則　一　78　二
九―二―六四　人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則　一　78　二
九―六―七九　人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則　一　78　二
九―一七―一四七　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則　一　78　二
九―五五―一二四　人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則　一　78　二
九―一二三―二六　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則　一　78　三
二六―〇―一　人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）の一部を改正する人事院規則　一　78　三
○国家公安委員会
九　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則　一　77　九一
一〇　審査専門委員に関する規則の一部を改正する規則　一　87　一四
○個人情報保護委員会
一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則　一　77　九四

訓令

一四　○内閣府
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令　一三　六

告示

五　○内閣府
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について　一　特15　一
○内閣官房
一　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　七　82　一
○内閣府
一二〇　災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件　一　76　六
一二一　原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則　一　76　六
一二二　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を沖縄県知事が行うこととする件　一　76　六
一二三　一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限の一部を改正する件　一　76　七
一二四　医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限の一部を改正する件　一　76　七
一二五　事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針の一部を改正する件　一　76　七
一二六　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　七　82　一
一二七　災害対策基本法第二十四条第一項の規定に基づき非常災害対策本部を設置する件　一五　特19　一
一二八　災害対策基本法第二十五条第六項の規定に基づき、平成二十八年（二千十六年）熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害対策本部に非常災害現地対策本部を設置する件　一五　特20　一
一二九　迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令第二条の規定に基づき、及び同令を実施するため、参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件　一九　三
一三〇―一　構造改革特別区域計画を認定した件　二〇　92　三七
一四〇―一　構造改革特別区域計画の変更を認定した件　二〇　92　三八
一四五　構造改革特別区域計画の認定を取り消した件　二〇　92　三九
一四七　総合特別区域の区域を変更した件　二〇　92　三九
一四八　総合特別区域計画の変更を認定した件　二〇　92　三九
一四九　総合特別区域の区域を解除した件　二〇　92　四〇
一五〇―一　総合特別区域計画の認定を取り消した件　二〇　92　四〇
一五五―一　事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針　一　77　九四
○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
一　科学技術基本計画を公表する件　四　79　三
○内閣府、財務省
二　沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件　一　76　七
三　沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の二の規定に基づき主務大臣が定める小口の教育資金の貸付けに係る所得の金額の算定方法等を定める件の一部を改正する件　一　76　七
四　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　一　76　七